

特定非営利活動法人クラブパレット 定 款

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条－第5条）
- 第3章 会員（第6条－第12条）
- 第4章 役員及び職員（第13条－第21条）
- 第5章 総会（第22条－第31条）
- 第6章 理事会（第32条－第39条）
- 第7章 運営委員会（第40条－第41条）
- 第8章 資産及び会計（第42条－第53条）
- 第9章 事故の責任（第54条）
- 第10章 定款の変更、解散及び合併（第55条－第58条）
- 第11章 公告の方法（第59条）
- 第12章 細則（第60条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人クラブパレットという。（以下「クラブ」という。）

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県かほく市森レ1番地に置く。

第2章 目的及び事業

（目的・使命・基本理念）

第3条 この法人は、地域住民に対して運動・スポーツ活動と文化活動の振興に関する事業を行い、会員の資質向上及び会員相互の親睦と交流を図り、会員のみならず子どもたちをはじめ地域住民の健全な心身の育成に寄与し、健康あふれる楽しいまちづくりに貢献することを目的とする。

2 この法人は、「すべての人と笑顔あふれる未来（とき）をつくります」を社会的使命（ミッション）とする。

3 この法人は、次の項目を基本理念として活動する。

- （1）子どもからお年寄りや障害をもつ方々まで楽しめるクラブ
- （2）いつでも、どこでも、気軽に活動できるクラブ
- （3）一人ひとりが目標をもち、上達する喜びがもてるクラブ
- （4）夢を語り、新しく何かが生まれ育つクラブ
- （5）みんなで創り、みんなから愛されるクラブ

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1）社会教育の推進を図る活動
- （2）まちづくりの推進を図る活動
- （3）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- （4）子どもの健全育成を図る活動
- （5）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 健康づくり事業
- ② 学校及びこども園との連携事業
- ③ 施設の管理・運営に関する事業
- ④ 地域コミュニティの活性化に関する事業
- ⑤ スポーツ・文化の教室・大会・イベント・研修会及び講習会等に関する事業
- ⑥ 競技力向上を目指した育成に関する事業
- ⑦ 子育て支援事業
- ⑧ その他、クラブの目的達成のために必要な事業

(2) その他の事業

- ① バザー、その他のスポーツ関連物品の販売及び斡旋の事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別・会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人・団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し入会して、法人の活動を賛助する個人・団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費の納入)

第8条 正会員は総会、賛助会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、

これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第12条 一旦入金した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以下

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事は、正会員から選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、原則1期2年とし、連続5期までとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任の任期は残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、

遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(アドバイザー)

第 20 条 この法人にアドバイザー若干名を置くことができる

2 アドバイザーは、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の議決を得て理事長が委嘱する。

3 アドバイザーは、この法人の運営に関して理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(事務局員及び職員)

第 21 条 この法人に、事務を処理するために事務局を設け、必要な職員を置く。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算の承認

(6) 役員を選任又は解任及び職務

(7) 入会金及び正会員会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 5 1 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 役員報酬

(4) 賛助会員会費の額

(5) 事務局の組織及び運営

(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき
(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 運営委員会

(設置)

第40条 この法人は、理事の業務執行を補佐するために運営委員会を置くことができる。

(権能)

第41条 運営委員会は総会及び理事会で決定すべきと定められている事項を除いた、運営上の事項を議決する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 46 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 49 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 事故の責任

(事故の責任)

第 54 条 クラブは、活動中の傷害については、その教室、大会、研修会及び講習会等毎に加入する保険の対象範囲以内でのみ対応するものとする。

第 10 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 55 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 56 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由よりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、かほく市に譲渡するものとする。

(合併)

第 58 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、この法人の ホームページに掲示する。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の広告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 12 章 細則

(細則)

第 60 条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、理事会の決議によって定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 赤井 孝

副理事長 木村 浩一

理 事 澤本 敏 山名田 勇一 中村 勝則 小村 龍三

林 利夫

監 事 猪村 博靖 榊原 邦雄

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわら

ず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金は無料とする。

① 正会員 会 費 2,000 円

② 一般会員 中学生以下 3,000 円

中学生超 6,000 円

70 歳以上 5,000 円

③ 賛助会員 1 口 6,000 円

※正会員は、別に一般会員の会費も合わせて納入する。

7 本法人の設立により、クラブレッツの一般会員と賛助会員は、この法人の一般会員と賛助会員として継承する。

附 則（平成 18 年 5 月 29 日一部改正）

附 則（平成 20 年 5 月 17 日一部改正）

附 則（平成 21 年 5 月 16 日一部改正）

附 則（平成 30 年 9 月 24 日一部改正）

附 則（2024(R6)年 6 月 21 日一部改正）

附 則（2025(R7)年 6 月 20 日一部改正）

1 事業実施の方針

法人全体の基本方針「クラブパレットの再新再生(リニューアル)」を前年度掲げ、2025(R7)年度は前年度基本方針の2年目と位置づけし、持続可能な成長と地域スポーツの発展を目指し、より事業の充実を図る。

<健康づくり>

- 中高老年期運動指導士資格を前面に打ち出し、かほく市からの各受託業務ならびに介護施設等への運動指導を通じ地域住民の健康づくりにより貢献する。
・ブラチナ筋力アップ体操において自主運動グループが市内2地区が新規に増え計44グループとなり、参加のべ参加人数を722名の現状から900名を目標として活動する。
・年間通じて実務の把握をし、行政含む各地区グループとの事務業務を担える担当者の育成をする。

<学校及び子ども園との連携事業>

- 部活動地域移行が進む中で「パレット講座」の実施を通じて、クラブパレットと中学生会員との新たな関わり方の検討と実施をする。

<施設の管理・運営に関する事業>

- 管理施設体育館の空調新規導入につき、年間通じた施設利用者及び各学校側との管理・運営方法の確立をする。
・各管理施設担当者との定期的(月一回)な情報交換と、利用促進策を年間通じて実施し年間利用者数98,000名(谷公園地区を除く)を目標とする。

<スポーツ・文化の教室・大会・イベント・研修会及び講演会等に関する事業>

- 教室の運用形態を統一ルールに則ったものに整理することで、持続可能な教室運営を目指す。
また基盤を固めるとともに、ニーズに合わせた新規教室(パレット運動能力アップ塾)の立ち上げ・体験イベント等の実施により、子ども教室の会員数増加(目標:510名)も図る。
・フィットネス部門では新規会員獲得のための取り組み、会員満足度向上のための取り組みを行い、会員数増加(目標:150名)を目指す。

<子育て支援事業>

- あそびの森かほくくるの施設入場者数(年間100,000人)の継続達成と運営基盤の強化を図る。
・つどいの森かほくくるプラスの利用者数増加に向けた顧客満足度向上へのアプローチとかほくくる自主事業等との連携を行う。
・施設管理を基本とし、各種自主事業(定期プログラム・季節イベント等)を通じて子育て世代を軸に地域を巻き込みにぎわいや活性化を促す。
・アフタースクール活動についての検討

<その他必要な事業>

- かほく市社会福祉協議会と連携した地元での復旧・復興支援活動
・能登地域でのスポーツを通じた継続支援活動

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

Table with 7 columns: 定款の事業名, 事業内容, 実施予定日時, 実施予定場所, 従事者の予定人数, 受益対象者の範囲及び予定人数, 支出見込額(千円). Rows include categories like 健康づくり事業, 学校及び子ども園との連携事業, 施設の管理・運営に関する事業, etc.

(2) その他の事業

Table with 6 columns: 定款の事業名, 事業内容, 実施予定日時, 実施予定場所, 従事者の予定人数, 支出見込額(千円). Row includes ばザー、その他のスポーツ関連物品の販売及び販売の事業.

1 事業実施の方針

法人全体の基本方針「クラブパレットの再新再生(リニューアル)」を前年度掲げ、2026(R8)年度は前年度基本方針の3年目と位置づけし、持続可能な成長と地域のニーズに合わせた運営を目指し、より事業の充実を図る。

<健康づくり>

- 健康づくり指導員の増加に伴い、企業向けのアプローチや新規講座の立ち上げを実施。
- 年間通じて実務の把握をし、行政含む各地区グループとの事務業務を担える担当者の育成をする。

<学校及び子ども園との連携事業>

- 部活動地域移行の地域ニーズに合わせた中学生放課後の活動連携の実施。

<施設の管理・運営に関する事業>

- 各管理施設担当者との定期的(月一回)な情報交換と、利用促進策を年間通じて実施し年間利用者数98,000名(谷公園地区を除く)を目標とする。
- 通常埋まらない時間帯(平日の日中など)の有効活用

<スポーツ・文化の教室・大会・イベント・研修会及び講演会等に関する事業>

- ニーズに合わせた新規教室(パレット運動能力アップ塾)の立ち上げ・体験イベント等の実施
- フィットネス部門では新規会員獲得のための取り組み、会員満足度向上のための取り組みを行い、会員数増加を目指す。

<子育て支援事業>

- あそびの森かほくくるの施設入場者数(年間100,000人)の継続達成と運営基盤の強化を図る。
- つどいの森かほくくるプラスの利用者数増加に向けた広報の強化
- アフタースクール活動についての実施、検討

<その他必要な事業>

- かほく市社会福祉協議会と連携した地元での復旧・復興支援活動
- 能登地域でのスポーツを通じた継続支援活動

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容		実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)	
健康づくり事業	受託業務	ちよいトレ普及業務	通年	市内公共施設・企業等	6	30	16	
		運動指導士運動指導業務	通年	市内公共施設	40	300	5	
		通いの場継続支援事業	通年	市内公共施設	120	1,000	306	
		運動活動グループ支援9グループ	通年	ほのぼの健康館 高松産業文化センター	18	100	1,988	
		健康スマイルウォーク	10月	かほく市内	5	40	25	
	グループホーム運動指導	通年	かほくの郷	48	800	10		
学校及び子ども園との連携事業	小学校体育指導		通年	市内小学校	5	1,000	700	
	パレット講座		通年	市内中学校	10	600		
施設の管理・運営に関する事業	施設利用促進		通年	指定管理施設	7	98,000	36,688	
	施設の一部を広告スペースとしての活用		通年	指定管理施設	10			
スポーツ・文化の教室・大会・イベント・研修会及び講演会等に関する事業	教室の運営 ※各教室訪問		交流会の開催 10月	通年	宇ノ気スタジオ他	40	750	9,700
	フィットネスプログラムの運営			通年	宇ノ気スタジオ 総合体育館スタジオ	25	150	14,705
	祝日特別プログラムの開催(年4回)			適宜	宇ノ気スタジオ	12	200	60
	パレット体験会の開催			2月	あそびの森かほくくる	10	100	5
競技力向上を目指す育成に関する事業								
子育て支援事業	施設利用促進		通年	あそびの森かほくくる	15	100,000	35,400	
				つどいの森かほくくるプラス (コワーキング・フリースペース)		600	2,500	
	アフタースクール活動の検討と実施		通年	あそびの森かほくくる		20	500	
	イベント開催	かほくくる桜まつり	4月	あそびの森かほくくる		500	20	
		かほくくるに泊まろう、かほくくるスクール	8月			70	350	
		かほくくる秋の大感謝祭	10月			500	50	
		かほくくる冬まつり	1月			300	40	
定期プログラム	通年	各回10	20					
その他、クラブの目的達成のために必要な事業	被災地支援及びスポーツあそびキャラバン		年3~4回		かほく市 珠洲市	支援:~20人 キャラバン 各回2人	100	50

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
バザー、その他のスポーツ関連物品の販売及び販促の事業	自動販売機手数料収入・マイクロバス協力金・下足袋販売	通年	各施設	15	339

2025(R7)年度 活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで
特定非営利活動法人クラブパレット
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	525,000		
賛助会員受取会費	260,000	785,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	530,000	530,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	585,000	585,000	
4 事業収益			
パレット会員受取年会費	3,346,500		
自主事業収益	21,446,215		
利用料収益	25,120,000		
受託事業収益	62,218,580		
ロイヤリティ収益	1,330,000		
受取家賃収益	792,000		
貸室収益	428,000	114,681,295	
5 その他収益			
受取利息	25,000		
マイクロバス協力金	400,000		
自動販売機収益	2,100,000		
物販収益	30,000		
雑収益	35,000	2,590,000	
経常収益計			119,171,295
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料・賞与手当	43,750,000		
法定福利費	3,650,000		
通勤費	560,000		
福利厚生費	53,425		
人件費計	48,013,425		
(2) その他経費			
業務委託費	19,800,000		
印刷製本費	845,000		
通信運搬費	1,961,640		
消耗品費	2,109,000		
修繕保守費	5,648,000		
水道光熱費	17,572,022		
賃借料	2,032,000		
減価償却費	1,673,000		
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	2,776,875		
その他経費計	54,417,537		
事業費計		102,430,962	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	5,750,000		
法定福利費	1,740,000		
通勤費	190,000		
福利厚生費	105,850		
人件費計	7,785,850		
(2) その他経費			
諸謝金	1,180,000		
会議費	15,000		
旅費交通費	7,500		
通信運搬費	450,000		
消耗品費	100,000		
修繕保守費	30,000		
賃借料	630,000		
減価償却費	71,000		
諸会費	45,000		
租税公課	6,000,000		
支払手数料	42,000		
雑費	30,000		
その他経費計	8,600,500		
管理費計		16,386,350	
経常費用計			118,817,312
当期経常増減額			353,983
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			353,983
前期繰越正味財産額			46,570,092
次期繰越正味財産額			46,924,075

2026(R8)年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで
特定非営利活動法人クラブパレット
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	525,000		
賛助会員受取会費	260,000	785,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	530,000	530,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	585,000	585,000	
4 事業収益			
パレット会員受取年会費	3,446,500		
自主事業収益	22,046,215		
利用料収益	25,620,000		
受託事業収益	62,218,580		
ロイヤリティ収益	1,330,000		
受取家賃収益	792,000		
貸室収益	428,000	115,881,295	
5 その他収益			
受取利息	25,000		
マイクロバス協力金	400,000		
自動販売機収益	2,100,000		
物販収益	30,000		
雑収益	35,000	2,590,000	
経常収益計			120,371,295
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料・賞与手当	44,000,000		
法定福利費	3,700,000		
通勤費	560,000		
福利厚生費	53,425		
人件費計	48,313,425		
(2) その他経費			
業務委託費	20,100,000		
印刷製本費	895,000		
通信運搬費	1,961,640		
消耗品費	2,159,000		
修繕保守費	5,698,000		
水道光熱費	17,668,060		
賃借料	2,082,000		
減価償却費	1,673,000		
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	2,926,875		
その他経費計	55,163,575		
事業費計		103,477,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	5,750,000		
法定福利費	1,740,000		
通勤費	190,000		
福利厚生費	105,850		
人件費計	7,785,850		
(2) その他経費			
諸謝金	1,180,000		
会議費	15,000		
旅費交通費	7,500		
通信運搬費	450,000		
消耗品費	100,000		
修繕保守費	30,000		
賃借料	630,000		
減価償却費	71,000		
諸会費	45,000		
租税公課	6,000,000		
支払手数料	42,000		
雑費	30,000		
その他経費計	8,600,500		
管理費計		16,386,350	
経常費用計			119,863,350
当期経常増減額			507,945
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			507,945
前期繰越正味財産額			46,924,075
次期繰越正味財産額			47,432,020